

全国厚生労働関係部局長会議  
(厚生分科会)  
詳細版資料

平成28年1月19日(火)

雇用均等・児童家庭局



全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）  
詳細版資料

目 次

（重点事項）

1. 「一億総活躍」社会の実現に向けた子ども・子育て支援について… 1
2. 平成28年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実に  
ついて …………… 2
3. 待機児童解消加速化プランの推進について …………… 4
  - （1）加速化プランの進捗と更なる展開に向けて
  - （2）保育所等整備交付金等について
4. 事業主拠出金制度の拡充について …………… 6
  - （1）企業主導型保育事業について
  - （2）企業主導型ベビーシッター事業について
  - （3）病児保育の普及促進事業について
5. 保育人材確保策について …………… 8
  - （1）保育の受け皿の拡大に伴い追加で必要となる保育人材数について
  - （2）追加で必要となる保育人材を確保するための新たな取組について
  - （3）平成28年度における保育士試験の年2回実施について
  - （4）多様な保育の担い手の確保について
  - （5）保育士確保集中取組キャンペーンについて
6. 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最  
終取りまとめについて …………… 11
7. 認可外保育施設の届出について …………… 13
8. 放課後児童対策について …………… 14
  - （1）「放課後子ども総合プラン」の推進について
  - （2）放課後児童クラブ関係・平成27年度補正予算案及び  
平成28年度予算案の概要

9. 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備について…	19
(1) 不妊治療への助成拡大について	
(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開について	
(3) 入院児童等家族宿泊施設の整備について	
10. すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについて ……	21
11. ひとり親家庭等自立支援施策について ……………	22
(1) ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトについて	
(2) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における ひとり家庭等自立支援関係事業について	
12. 児童虐待防止対策の強化及び社会的養護の充実について ……	25
(1) 児童虐待防止対策強化プロジェクトについて	
(2) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における 児童虐待防止対策の強化関係事業等について	
(3) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における 社会的養護の推進関係事業等について	
(4) 子ども虐待による死亡事例等の検証について	
<b>(予算案概要)</b>	
○ 平成28年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要 ……………	35
○ 平成27年度雇用均等・児童家庭局補正予算の概要 ……………	47
<b>(連絡事項)</b>	
1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について ……………	49
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	
(3) 被災した子どもへの支援について	
2. ひとり親家庭等自立支援対策について ……………	58
(1) 児童扶養手当について	
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について	
(3) 就業支援等について	
(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について	
(5) 子供の未来応援交付金について	

3. 社会的養護の充実について .....	66
(1) 平成28年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて	
(2) 社会的養護を担う人材確保について	
4. 配偶者からの暴力(DV)対策等について .....	68
5. 児童健全育成対策について .....	69
(1) 放課後児童クラブの設備運営基準関係について	
(2) 各市町村における事務手続及びその他の留意事項について	
(3) 児童厚生施設の設置運営等について	
(4) 児童委員について	
(5) 児童福祉週間について	
6. 保育対策等の推進について .....	81
(1) 保育対策関連予算について	
(2) 社会福祉法人改革への対応について	
(3) 保育所における第三者評価の受審について	
(4) 保育指針の改定について	
(5) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について	
(6) 地方創生推進交付金を活用した保育事業の実施について	
(7) 地域型保育事業の指導監査について	
(8) 税制改正について(保育関係)	
(9) 指定保育士養成施設の指定監督に係る権限移譲について	
7. 母子保健対策について .....	87
(1) 乳幼児健康診査の実施等について	
(2) 妊婦健康診査の公費負担について	
(3) 助産施設について	
(4) 「第4回健康寿命をのばそう!アワード(母子保健分野)」について	
8. 仕事と家庭の両立支援対策について .....	89
(1) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について	

## (関連資料)

資料 1	第 2 の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」	91
資料 2	平成 2 8 年度の社会保障の充実・安定化について	93
資料 3	平成 2 8 年度における「社会保障の充実」(概要)	94
資料 4	賃借料加算の充実(公定価格の改善事項)	95
資料 5	チーム保育推進加算の創設	96
資料 6	保育士等の処遇改善	97
資料 7	多子世帯の保育料負担軽減について	98
資料 8	待機児童解消加速化プラン	100
資料 9	保育所等整備交付金	102
資料 10	子ども・子育て支援新制度と事業主拠出金	104
資料 11	企業主導型ベビーシッター利用支援事業	109
資料 12	病児保育普及促進事業	110
資料 13	保育人材確保策	111
資料 14	新たな保育人材確保対策	113
資料 15	平成 2 8 年度における保育士試験の年 2 回実施について	115
資料 16	保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ	117
資料 17	保育士確保集中取組キャンペーン(平成 28 年 1 月～3 月)	118
資料 18	教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終とりまとめについて	126

資料19	政府における放課後対策に関する主な経緯	128
資料20	「放課後子ども総合プラン」の全体像	129
資料21	「放課後子ども総合プラン」の推進	133
資料22	放課後児童クラブの概要	138
資料23	放課後児童クラブ関係・平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案の概要	141
資料24	平成27年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況	150
資料25	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	152
資料26	子育て世代包括支援センターの全国展開	153
資料27	入院児童等家族宿泊施設整備事業について	155
資料28	すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト	156
資料29	地域子供の未来応援交付金（案）について	277
資料30	平成28年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策 関連施策（新規・拡充）	284
資料31	平成28年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策 関連施策	285
資料32	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	288
資料33	ひとり親家庭等自立支援関係の平成28年度予算案	289
資料34	児童虐待の現状	290

資料35	平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における 児童虐待防止対策関係事業について……………	291
資料36	児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業について…	292
資料37	里親支援機関の拡充について……………	293
資料38	共働き家庭里親委託促進事業について……………	294
資料39	都道府県推進計画の内容等に関する調査結果……………	295
資料40	社会的養護の平成28年度予算案……………	298
資料41	児童虐待防止対策の強化（次世代育成支援対策施設整備交付金） ……………	301
資料42	児童養護施設等における学習環境改善について……………	302
資料43	18歳以降の措置延長制度について……………	303
資料44	次世代育成支援対策施設整備交付金の概要……………	304
資料45	子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について （第11次報告）……………	305
資料46	婦人保護事業の概要……………	310
資料47	放課後児童クラブの設備運営基準について……………	311
資料48	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン の概要……………	312
資料49	「放課後児童クラブ運営指針」について……………	317
資料50	児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及…	323
資料51	「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会 報告書の概要……………	324



資料52	平成28年民生委員・児童委員、主任児童委員の 一斉改選スケジュール（予定）	325
資料53	民生委員制度100周年記念事業基本計画	326
資料54	「第4回健康寿命をのばそう!アワード（母子保健分野）」 について	327
資料55	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) の概要	328



## 1. 「一億総活躍」社会の実現に向けた子ども・子育て支援について（関連資料1参照）

昨秋、安倍総理より「一億総活躍」社会の実現に向けた「新・三本の矢」が示されたところである。

中でも、子ども・子育て支援については、日本の未来を支えるための重要な施策であり、第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」として位置付けられている。結婚して子どもを持ちたいという国民の希望がかなう社会を実現するためには、結婚や子育て等の希望実現を阻害する要因を一つ一つ取り除き、「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」とを同時に実現できる構造に転換することが重要である。このため、「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」を車の両輪として進めていくこととしているので、各自治体においても積極的な取組をお願いします。

## 2. 平成28年度における社会保障（子ども・子育て）の充実について（関連資料2～7参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定化に向け、全世代型の社会保障への転換を図ることとしている。

子ども・子育て支援の充実に関しては、平成27年度予算において、子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」の全てを実施することとしたが、平成28年度においても、引き続きこれらの「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成28年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分1.35兆円等のうちの0.6兆円程度を充てることとしている。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているため、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

平成28年度予算案における公定価格の充実については、

- ① 賃借料加算の充実
  - ② 保育所におけるチーム保育推進加算の創設
  - ③ 保育士等の待遇改善
- などを図ることとしている。

賃借料加算の充実については、喫緊の課題である待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大に当たって、賃借形態の受け皿への支援が重要であることから現行の賃借料加算について、実勢に対応した水準に大幅な引上げを図ったものである。

保育所におけるチーム保育推進加算の創設については、職員の平均勤続年数が15年以上の保育所において、必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築した場合に保育士1人分の人件費を加算するものであり、チーム保育体制の構築による保育士の負担軽減を図るほか、キャリアに応じた賃金改善を図ることによって保育士の定着を促進し、全体としての保育の質の向上を図るものである。

保育士等の待遇改善については、平成27年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.9%）を図るものであり、平成27年度の公定価格を増額改定することと

している。この改定内容については平成28年度の公定価格にも引き継ぐこととしているので、自治体におかれては、増額となる人件費について、確実に保育士等の職員給与に反映されるよう、保育所等に要請等されたい。

各自治体におかれては、こうした改善内容の趣旨をご理解の上、保育の受け皿拡大や保育の質の向上に努めていただきたい。

また、これらの公定価格の充実のほか、多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化として、年収360万円未満の世帯について、多子の算定に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化するとともに、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化することとしているので、あわせてご了知願いたい。

### 3. 待機児童解消加速化プランの推進について

#### (1) 加速化プランの進捗と更なる展開に向けて（関連資料8参照）

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに対応した保育の受け皿を確保していくことが必要である。

このため、平成25年度から平成29年度にかけて約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までの待機児童解消を目指し取組を進めているところであるが、各自治体の積極的な整備推進により、平成25・26年度で約21.9万人分の受け皿拡大を達成している。また、平成29年度末までの5か年の計画値の合計は約45.6万人となっており、目標値を上回って進捗していることが伺える。

一方で、平成27年4月1日現在の待機児童の数は23,167人で5年ぶりに増加した。これは、女性の就業率の上昇や、新制度が施行されたことに伴い、サービスの選択肢が増えるなど保育サービスが受けやすくなったことなどにより、潜在的な需要が顕在化したことによるものと考えられる。

このような状況に対応するため、一億総活躍国民会議の議論を踏まえ、今後更に女性の就業率が上昇することを念頭に、保育の受け皿整備の目標値を40万人から50万人にすることとした。

その実現に当たっては、平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案において、

- ① 保育所等の施設整備費の上積み、
- ② 新たに小規模保育の施設整備補助を創設

に加えて、平成28年度当初予算案において、

- ③ 企業における多様な働き方に対応しやすい事業所内保育等の企業主導型保育サービスの推進

などに取り組むことにより、保育の受け皿の更なる拡大を進めていくこととしている。

各自治体におかれては、これまで同様、積極的な受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

#### (2) 保育所等整備交付金等について（関連資料9参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、施設整備や改修に係る費用の補助率を嵩上げ（1

／2→2／3)して、保育所等の整備などを推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等(既存園を含む。)の防音壁の設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図ることとしている。

このため、平成29年度末までに見込まれる保育の受け皿拡大45.6万人のうち、

- ① 平成27年度補正予算案においては、当初の拡大量40万人からの増加分である約5.6万人分の保育所等の施設整備等に要する費用について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金に積み増すこととし、
- ② 平成28年度予算案においては、安心こども基金の残高や保育所等整備交付金などの活用により、当初の拡大量である約7.2万人分の受け皿拡大を図る

こととしているので、各自治体におかれては、これまで同様、積極的な受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

## 4. 事業主拠出金制度の拡充について

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育の受け皿確保に当たっては、従来からの自治体の取組みに加え、事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設することとした。また、企業主導型ベビーシッター事業や病児保育等の普及促進事業についても、出産後、子育て中も就業可能な多様な保育サービスの充実を図ることとしている。その財源として、児童手当及び地域子ども・子育て支援事業（病児保育、延長保育、放課後児童クラブ）に充てるために事業主から徴収している拠出金制度を拡充し、拠出金率を0.1%引き上げ、上限を0.25%とし、法定化することとしている。なお、拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%とする。

### (1) 企業主導型保育事業について（関連資料10参照）

設置、運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

- ▶ 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
- ▶ 整備費、改修費、賃借料も支援
- ▶ 週2日程度就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
- ▶ 地域の保育所等に入所するまでの間など必要とする期間に応じた受け入れも対象
- ▶ 延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施
- ▶ 地域枠の設定は自由 など

### (2) 企業主導型ベビーシッター事業について（関連資料11参照）

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格(\*)でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

(\*) 補助額2,200円/1回当たり

双生児の場合は加算（補助額9,000円/1回当たり）

### (3) 病児保育の普及促進事業について（関連資料12参照）

子育て世帯のニーズが高い病児保育事業について普及を図るため、必要となる施設・設備整備費補助を創設するとともに、病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において体調が悪くなった体調



不良児を送迎し、保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する仕組みを創設する。なお、本事業は、子ども・子育て支援法における市町村を実施主体とした地域子ども・子育て支援事業として実施する。

## 5. 保育人材確保策について（関連資料13～17参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大を確実なものにしていくため、保育人材の確保に向けて、地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施や保育士宿舍借り上げ支援、ハローワークなどによるマッチングといった、就業促進や離職の防止のための総合的な対策により万全を期していくこととしている。都道府県においては、保育人材確保に向けた様々な施策等を積極的に活用するなど、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。

また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であることから、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

### （1）保育の受け皿の拡大に伴い追加で必要となる保育人材数について

保育の受け皿整備の目標を40万人から50万人へと10万人分増加させたことに伴い、追加で必要となる保育人材の数は、40万人増の際に想定していた子ども1人当たりに必要な保育人材数から推計すると、約2万人程度と考えている。

したがって、これまで必要となると見込んでいた数（6.9万人）と併せて、平成29年末に約9万人程度の保育人材の確保が必要と考えている。

### （2）追加で必要となる保育人材を確保するための新たな取組について

保育の受け皿の拡大分を含めた、約9万人程度の保育人材を確保するため、平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案において、従来の取組のほか、以下の新たな施策を講じることとしている。特に、平成27年度補正予算案に盛り込んでいる取組は、国の補助率を高率に設定しているため、これらの施策を積極的に活用し、保育人材確保を強力に推進していただきたい。

【平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案における新たな取組】

- ①人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、1.9%の処遇改善の実施
- ②潜在保育士に対する再就職準備金・保育料の貸付事業の新設（※1）
- ③保育士養成施設の学生に対する学費の貸付事業の拡充（※1）
- ④保育現場の厳しい勤務環境の改善のための保育補助者の雇上げ支援（※1）

- ⑤保育所等におけるICT化の推進（※2）
- ⑥若手保育士の離職防止や保護者対応への支援、保育の質の確保・事故防止など多様な課題に対応するための若手保育士や保育事業者への巡回支援
- ⑦保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等の支援

※1 ②～④の事業（④のうち平成28年度当初予算案計上分を除く。）については、平成27年度補正予算案に計上している事業であり、かつ、貸付事業として実施するものであるため、都道府県等においては適切な団体に資金交付をし、複数年度に渡って事業実施できる体制を構築していただきたい。また、これら事業は、国庫補助率は10分の9と高率に設定しているため、積極的に活用していただくようお願いする。

※2 ⑤の事業については、保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、書類作成業務など、保育士にとって過度な負担となっている業務について、保育所等においてICT化を推進するための保育業務支援システム（指導計画や自治体への各種提出書類作成など）の導入に必要な費用を支援する。本事業の推進を図るため、国の補助率を4分の3と高率に設定しているため、積極的に活用していただくようお願いする。

### （3）平成28年度における保育士試験の年2回実施について

保育士試験の年2回実施に当たっては、平成27年度は4府県（神奈川県・大阪府・沖縄県・千葉県（対象地域：成田市））で地域限定保育士試験を実施し、1万人程度が受験した。

平成28年度は通常の保育士試験を含め、年2回実施する都道府県等が大幅に拡大されることとなる。各自治体においては、保育士試験が円滑に実施されるよう、引き続き御協力をお願いしたい。

### （4）多様な保育の担い手の確保について

昨年12月に有識者等で構成される「保育士等確保対策検討会」において取りまとめた「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」では、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化や幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用、研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化といった多様な担い手の活用について盛り込まれている。

本年4月の実施に向け、省令等必要な改正を行うこととしているので、必要な条例の改正等について対応いただくとともに、管内市区町村や保育所等に対し、周知願いたい。

#### (5) 保育士確保集中取組キャンペーンについて

「待機児童解消加速化プラン」により平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保し、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれているが、保育士の有効求人倍率は、全国平均で2.09倍（平成27年11月時点）となっており、最も高い東京都においては5倍を越すなど、保育士確保が喫緊の課題となっている。

このため、例年1月頃に保育士の有効求人倍率がピークになることを踏まえ、本年4月の保育士確保に向け、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、保育士資格有資格者であって、現在、保育士として働いていない未就業保育士の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、未就業保育士の就職促進を図ることとした。

については、このキャンペーンの取組の一つとしてリーフレット（「保育士資格をお持ちの方へ」）を作成したので、当該リーフレットを活用して、様々な場所や機会等を捉え、未就業保育士等に対し、保育士・保育所支援センターへの登録やハローワークへの求職申込を積極的に呼びかけていただきたい。

また、保育士の確保が困難な状況にある保育所等について、都道府県が把握している場合は、速やかに保育士・保育所支援センターやハローワークへ情報提供を行っていただくとともに、保育士の確保が困難な状況にある管内保育所等に対し、保育士・保育所支援センターやハローワークへ求人登録を行うよう、働きかけを行っていただきたい。

## 6. 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめについて（関連資料18参照）

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策については、平成26年9月に有識者による検討会を設置し、昨年12月に以下のとおり議論の最終取りまとめを行った。これを踏まえ、事後的な検証等に関する通知を発出することとしているので、通知の際には各施設・事業者への周知をお願いしたい。

（注）平成26年11月28日に行われた「中間取りまとめ」を踏まえて昨年2月に発出した通知において、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る。）、認可を受けていない保育施設・事業における死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故を報告対象とした。また、集約した情報についてデータベース化し、昨年6月より内閣府HPにおいて公表を開始している。

（参照URL）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

### ○ 重大事故の発生防止のための今後の取組みについて（最終取りまとめの内容）

- ① 事故の発生防止（予防）のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成  
具体的なガイドライン等は、別途調査研究事業において平成27年度末までに作成し、地方自治体に通知する。
- ② 事故の再発防止のための事後的な検証  
地方自治体は、死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証を行うこととし、国は有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討することとする。
- ③ 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方  
重大事故が発生した場合等に、事前通告なく指導監査等を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切に行われるよう国は地方自治体に通知する。

また、本検討会において、事故予防、事故の再発防止等の確認のためには睡眠中、食事中、プール遊び中などの重大な事故が発生しやすい場面において、ビデオカメラを設置することが望ましいといった議論もあったところである。平成27年度補正予算案に計上している「保育所等におけるICT化推進等事業」により、ビデオカメラの設置を支援することとしたので、積極的にご活用いただきたい。

## 7. 認可外保育施設の届出について

平成26年3月に発生したベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見されるという大変痛ましい事件を受け、有識者による専門委員会を設置し、平成26年11月に議論のとりまとめを行ったところ。これを踏まえ、児童福祉法施行規則を改正し、平成28年4月から、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県等への届出義務を課すこととした。

なお、新たに届出義務が課される既存施設の設置者は、本年5月1日までに、届出事項を都道府県知事等に届け出なければならないことから、経過措置として、本年1月1日から届出を行うことを可能としている。

各自治体におかれては、届出義務が課されている施設の設置者が適正な届け出を行えるよう、周知等にご協力をお願いしたい。

(参照URL)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108879.pdf>

## 8. 放課後児童対策について

### (1) 「放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成27年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も6,996人増え、16,941人（うち小学1年生～3年生10,700人、小学4年生～6年生6,233人）となったところである。

- |  |
|--|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比524か所増加<br>22,084か所(26年) → 22,608か所(27年) |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数<br>26,528支援の単位(平成27年より調査)             |
| 3. 登録児童数：前年比88,183人増加<br>936,452人(26年) → 1,024,635人(27年) |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比6,996人増加<br>9,945人(26年) → 16,941人(27年) |
| うち、小学1年生～3年生：前年比2,886人増加<br>7,814人(26年) → 10,700人(27年)   |
| 小学4年生～6年生：前年比4,180人増加<br>2,053人(26年) → 6,233人(27年)       |

平成26年7月には、文部科学省と共同で、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。(関連資料19～22参照)

#### ① 国全体の目標達成に向けた整備について

「放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約122万人分の受け皿を整備することを掲げているが、平成27年の実施状況調査結果では、登録児童数が対前年8.8万人増の102.5万人となっており、平成26年の対前年4.7万人増、平成25年の対前年3.7万人増と比して、大幅な伸びとなった。

これは、「放課後子ども総合プラン」の策定や各市町村における子



ども・子育て支援事業計画に基づく取組等により、放課後児童クラブの新たな受け皿の整備が着実に進んでいるものと考えられ、引き続き、目標の達成に向け、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を着実に進めていただきたい。

また、「放課後子ども総合プラン」では、全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを掲げているが、平成27年の実施状況調査結果では、小学校内で実施する放課後児童クラブのうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施し、かつ放課後子供教室の活動プログラムに参加している放課後児童クラブが3,609か所との結果が出たところであり、目標の達成に向け、着実に取組が進んでいるといえる。

今後とも、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

## ② 「放課後子ども総合プラン」への取組状況に関する調査について

「放課後子ども総合プラン」に掲げる目標の達成に向け、学校施設（余裕教室等）の一層の活用を促進するため、今年度中に、文部科学省と共同で、各自治体における、一体型及び連携型の取り組み状況や一体型実施推進の検討状況、余裕教室等の活用状況について、調査を行う予定である。

詳細が決まり次第、追ってご連絡するので、調査へのご協力をお願いする。

## ③ 「一体型」の留意事項

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがあることから、積極的な取組をお願いする。

一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心し

て生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されない恐れもあることから、十分ご留意いただきたい。

## (2) 放課後児童クラブ関係・平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案の概要

平成28年度予算案については、「放課後子ども総合プラン」に基づく「量的拡充」のための支援策を平成27年度に引き続き強化し、各種新規メニューも盛り込みつつ、待機児童が多く存在する市町村の子ども・子育て支援事業計画の前倒し実施を含め、受入児童数の更なる拡大を促し、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図ることとしている。(関連資料23参照)

### ① ソフト面（運営費）について

平成28年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、

ア 受入児童数の拡大 [約3.3万人増]

1,105,656人(平成27年度)→1,138,801人(平成28年度)

イ 市町村への支援策の充実

- 放課後児童クラブ設置促進事業の国庫補助基準額の増額
- 児童数の増加に伴い、実施場所を移転する際に必要な「移転関連費用」への補助の創設(放課後児童クラブ運営支援事業)
- 民間団体等が学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な「土地借料」への補助の創設(放課後児童クラブ運営支援事業)

といった内容を予定している。

なお、「質の向上」の放課後児童支援員等処遇改善等事業については、平成27年度から、常勤職員を配置するための追加費用の一部補助に係る事業も計上し、各自治体における放課後児童クラブの質の向上に資する取組をお願いしてきたが、本年度の国への協議件数も198自治体に止まっている状況であり、昨年8月28日には、事務連絡により、関係資料の送付とともに、事業化に向けた積極的な取組をお願いしたところである。

本事業は、「小1の壁」の打破及び放課後児童クラブの質の向上を

図る上でも必要不可欠な事業であることから、平成28年度予算案においても必要な経費を計上しており、引き続き、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。(関連資料24参照)

## ② ハード面（整備費）について

平成28年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

○ 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 48,859千円→49,928千円

○ 上記以外の場合 24,427千円→24,964千円

イ 市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人が学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な「土地借料」への補助の創設

を予定している。

## ③ 研修事業について

研修事業については、(2)の②の放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

特に、放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされていることを踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、初任者研修(1～5年未満を目安)と中堅者研修(5年以上を目安)を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行うこととしている。

## ④ 平成27年度補正予算案について

平成27年度補正予算案の内容としては、運営指針において、

- ・ 子どもの育成支援の目標や計画
- ・ 日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録

などについて作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウエ

アなどの購入に必要な経費の補助を行うこととしている。

なお、本経費については、国において次年度への予算の繰越手続を行う予定であるため、市町村における予算措置は、平成28年度予算での対応も可とする予定である。

また、本事業に係る国庫補助金の執行に当たっては、円滑な事業実施の観点から、都道府県に補助金の交付に関する事務の一部についてご協力をお願いしたいと考えている。

## 9. 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備について

### (1) 不妊治療への助成拡大について（関連資料25参照）

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用について、1回15万円を上限に助成する事業を実施している。

平成28年度予算案では、①早期に受診を促す観点から、出産に至る割合が多い初回治療の助成額を最大15万円から最大30万円に増額するとともに、②不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的として行われる手術療法である「TESE」等を実施した場合に15万円を限度に上乘せして助成することとしている。

なお、この内容については、平成27年度補正予算に計上し、前倒しで実施することとしているので、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、留意願いたい。

### (2) 子育て世代包括支援センターの全国展開について

（関連資料26参照）

近年、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等が孤立し不安感を抱えやすくなっていると考えられることから、結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまで切れ目ない支援の強化を図っていくことは重要である。

このため、平成26年度において、

- ① 母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応じて、必要な支援につなぐ「母子保健相談支援事業」
- ② 妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」
- ③ 出産直後に休養やケアが必要な方に対する心身のケアやきめ細かい育児支援を行う「産後ケア事業」

といった、各地域の特性に応じた切れ目ない支援を行うための「妊娠・出産包括支援モデル事業」を実施したところ。

平成26年12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）を受け、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を立ち上げるとともに、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指すこととしている。また、平成28年度予算案においては、対前年比151市町村増の251市町村での実施に必要な予

算を確保するとともに、当該センターを法律に位置付け、全国展開に向け取組んでいくこととしているため、積極的な取組をお願いする。

また、当該センターにおける保健師等による相談支援に加え、特に支援が必要とされる妊娠・出産期において、子育て経験者等による相談支援等を行う産前・産後サポート事業や、退院直後の母子の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業についても、地域の実情に応じて積極的な取組をお願いしたい。

### **(3) 入院児童等家族宿泊施設の整備について（関連資料27参照）**

小児がんなどの治療を行う医療機関は、首都圏等大都市に集中しており、多くの子どもが遠隔地から受診や入院のために来ているところ、子どもの付き添い等のために家族も長期間の滞在を余儀なくされている。

このため、平成27年度補正予算において、家族の経済的負担を軽減するとともに、入院中の子どもの情緒不安を解消する観点から、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に20か所整備するための予算を確保したので、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、積極的な活用をお願いする。

## 10. すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについて (関連資料28参照)

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについては、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題になっていることや、児童相談所における児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、また、複雑・困難なケースも増加しているという状況に対応するため、昨年12月21日に開催された第4回子どもの貧困対策会議において決定されたものである。

本プロジェクトは、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」の2つのプロジェクトで構成されており、国としては、それぞれのプロジェクトに盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、今通常国会に、児童扶養手当法改正法案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指しているところである。

施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用するほか、行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考とすることとしており、各都道府県におかれては、本プロジェクトに関する施策について、特段の取組をお願いしたい。

## 11. ひとり親家庭等自立支援施策について

(関連資料28、30～33参照)

### (1) ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトについて

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現

が必要である。

このため、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトにおいては、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実することとしている。

具体的には、①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事を応援、⑤住まいを応援、⑥社会全体で応援という6つの柱に沿って、

- ・ 自治体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施
- ・ 児童扶養手当の第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増
- ・ 子供の学習支援の充実
- ・ 就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の支給期間を2年から3年に拡大
- ・ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
- ・ 「子供の未来応援国民運動」の推進

等を盛り込んでいる。

### (2) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案におけるひとり家庭等自立支援関係事業について

ひとり親家庭への支援施策については、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとしている。



前述のとおり、児童扶養手当については、今通常国会に児童扶養手当法改正法案の提出を目指しているところであり、また、本プロジェクトに関係する事業について、平成27年度補正予算案におけるもの及び平成28年度予算案における主なものは以下のとおりであるが、これらの事業を着実に実施するためには、地域における事業の担い手の確保が非常に重要となるので、各自治体におかれては、地域の母子・父子福祉団体やNPO等の民間団体と十分に連携を図りながら取組を進めていただくようお願いする。なお、各事業については、後述の連絡事項も参照されたい。

#### ①平成27年度補正予算案

高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る「ひとり親高等職業訓練促進資金貸付金事業」を新たに盛り込んでいる。

#### ②平成28年度予算案

- ・ ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業について、児童扶養手当の現況届の時期等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の整備
- ・ 子どもの生活・学習支援事業について、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施
- ・ 児童扶養手当の第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増
- ・ 母子家庭等就業・自立支援事業について、弁護士による養育費相談の実施
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業について、未就学児のいるひとり親家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合の定期的な利用も可能とする利用条件の緩和
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ（年利1.5%→1.0%）
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給対象にひとり親家庭の子どもを追加
- ・ 高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長（2年→3年）、対象資格の拡大（2年以上修業の必要な資格→1年以上修業の必要な資格）、通信制の利用要件の緩和や自立支援教育訓練給付金の支給額の拡大（訓練受講費用の2割（上限10万円）→訓練受講費用の6割（上限20万円））
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業について、自立支援プログ

ラムで設定した目標達成後のアフターケアの実施  
等様々な施策の充実を図っているので、各自治体におかれては積極的な取  
組をお願いします。

## 12. 児童虐待防止対策の強化及び社会的養護の充実について

### (1) 児童虐待防止対策強化プロジェクトについて

(関連資料28及び34参照)

昨年12月に公表した平成26年度の「福祉行政報告例」によれば、平成26年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は88,931件であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の7.6倍となった。また、市町村での児童虐待相談対応件数は87,694件となり、児童相談所と市町村のいずれにおいても毎年増加しており、平成26年度は過去最高の件数となっている。

また、厚生労働省が把握した平成25年度における児童虐待による死亡事例は63事例・69人となっている。

このような現状に加え、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安・負担感が増大していることや、児童相談所の体制・専門性等の向上を図る必要があること、社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要する場合が多いこと等も課題となっている。

このため、児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、一連の対策の更なる強化を図ることとし、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定したところである。具体的には、

- ①「児童虐待の発生予防」として、
  - ・ 子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開や、支援を要する妊婦の情報の確実な把握など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進
  - ・ 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援の実施
- ②「発生時の迅速・的確な対応」として、
  - ・ 児童福祉司の配置の充実等を計画的に行う、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)の策定
  - ・ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ③「被虐待児童への自立支援」として、
  - ・ 里親委託等の家庭的養護の推進
  - ・ 児童養護施設退所者等を対象とした自立支援資金貸付事業の創設等を盛り込んだところである。

各自治体におかれては、医療機関や学校、警察等の関係機関やNPO等の民間団体と十分に連携を図りながら、児童虐待リスクの早期発見・遁滅や、児童の安全を確保するための確実・迅速な初期対応の実施等に向けて、これらの取組を進めていただくようお願いする。

各自治体におかれては、医療機関や学校、警察等の関係機関やNPO等の民間団体と十分に連携を図りながら、児童虐待リスクの早期発見・遁

減や、児童の安全を確保するための確実・迅速な初期対応の実施等に向けて、これらの取組を進めていただくようお願いする。

なお、この他、社会保障審議会児童部会「新たな子ども福祉のあり方に関する専門委員会」において、引き続き検討中の事項もあり、今後の検討状況等について適時情報提供していくので、ご留意願いたい。

## **(2) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における児童虐待防止対策の強化関係事業等について** (関連資料35～38参照)

児童虐待防止対策強化プロジェクト等を踏まえた平成28年度予算案等における主な対応は以下のとおりであり、児童虐待防止対策の強化及び被虐待児童への自立支援に向け、各自治体において積極的に活用されるようお願いする。

### **① 「児童虐待の発生予防」**

＜母子保健医療対策総合支援事業＞

- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援  
妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して、切れ目なくワンストップで総合的な相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。(詳細は9(2)を参照)

### **② 「発生時の迅速・的確な対応」**

ア 児童相談所の体制強化・専門性の向上、市町村の体制強化

＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞

- ・ 児童相談所の法的機能の強化  
児童相談所が弁護士へ相談できる回数を増やすなど、日常的に法的支援を受けられる体制の強化を図る。(相談回数週1回→3回)
- ・ 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化  
児童相談所及び市町村の安全確認を実施する補助職員の配置の充実を図る。(児童相談所：2名→3名、市町村：1名→2名)
- ・ 児童相談所・市町村と医療機関との連携の推進  
医学的判断・治療が必要となるケースについて、医療機関からの専門的技術的助言を受けることができる対象として市町村を新たに追加する。
- ・ 児童相談所の環境改善  
子どもの心理的な負担に配慮した面談を実施するための児童相

談所の環境の改善を図る。

- ・ 官・民連携による支援の強化  
児童相談所が民間団体に委託して実施できる業務について、委託先となり得る民間団体を調査し、委託内容等を検討する経費に対して補助を行う。

#### イ 一時保護所等の体制強化・環境の改善

##### <児童虐待・DV対策等総合支援事業>

- ・ 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進  
一時保護所の個々の子どもの心身の問題に配慮して、日常生活に寄り添い丁寧かつ専門的なケア等を行う者の配置を推進する。

##### <次世代育成支援対策施設整備交付金>

- ・ 一時保護所の整備の推進  
一時保護所の定員増に資する整備への財政支援の強化を図る（交付額算定上の特例による交付額の引き上げ）
- ・ 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備（27年度補正予算案）  
一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等において、子どもの個別的ケアを行うための環境改善等を推進する。

##### <児童入所施設措置費等>

- ・ 児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実  
一定数の一時保護委託児童を受け入れることができる専用の居室等を設けている施設に対して、受入経費を加算する。
- ・ 里親への一時保護委託手当の改善  
里親に一時保護委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善する。

なお、児童相談所の体制強化のため、人員増に係る交付税要望も行っているところである。各都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、適切な人材の確保・配置とともに、現任職員に対する研修の実施等を通じて、専門性の確保と向上にも努めていただきたい

### ③ 「被虐待児童への自立支援」

##### <児童虐待・DV対策等総合支援事業>

- ・ 児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援  
児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費等の貸付を行う「児童養護施設退所者等に対する自立支援

資金貸付事業」の創設（平成27年度補正予算案）

- ・ 里親支援機関事業の拡充  
里親支援機関事業のメニューとして、
  - ア 里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る「自立支援計画策定等支援事業」
  - イ 共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取組について、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大する「共働き家庭里親委託促進事業」

を追加

- ・ 相談・支援体制の強化  
地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増（106か所→113か所）を図るとともに、施設退所児童等の生活や就業に関する相談や施設退所児童等同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する「退所児童等アフターケア事業」のか所数の増を図る。（27か所→32か所）

### （3）平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における社会的養護の推進関係事業等について

社会的養護については、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、里親委託・里親支援や、施設の小規模化・地域分散化などの体制・環境整備を進めている。

各都道府県市におかれては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、これらの取組を推進するための「都道府県推進計画」を策定していただいたところであり、平成27年度より、当該計画に基づく取組が始まっている。

各都道府県市の策定状況については、昨年11月30日に公表したところであるが、「本体施設入所児童、グループホーム入所児童、里親・ファ

ミリーホームへの委託児童をそれぞれ1／3ずつ」という国の掲げる目標に満たない目標設定にとどまっている自治体もあることから、随時計画を見直すなど、より一層の取組をお願いする。(関連資料39参照)

このような状況の中、厚生労働省としては、各都道府県市の取組の一層の推進を図るため、平成28年度予算案においては、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増等に必要な予算額を計上したところである。また、里親委託推進を図るため里親支援機関事業の拡充を図るなど、様々な財政支援を講じ、家庭的養護の推進を後押ししていくこととしているので、特段の取組をお願いしたい。

## ① 平成28年度予算案における「社会保障の充実」(社会的養護関係)について (関連資料40参照)

平成28年度予算案では、社会的養護における「社会保障の充実」分として、国費ベースで173億円を措置したところである。児童入所施設措置費等において、

ア 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする)

イ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員(1名)の配置の推進

などに必要な予算額を計上している。

この他、「社会保障の充実」分以外の充実として、家庭支援専門相談員の複数配置に必要な予算を計上したところである。現状、児童養護施設等においては、施設入所児童の家庭復帰等の親子関係再構築支援に取り組む家庭支援専門相談員が各施設1名配置されているところであるが、施設の定員規模に応じ2名配置を可能とする(※)ことにより、親子関係再構築支援の充実を目的とするものであり、各都道府県等におかれては、積極的な配置に取り組んでいただくようお願いする。

※ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設が対象

## ② 里親支援等の推進について

社会的養護の下にある子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、そうした子どもを家庭で養育する里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ里親支援の仕組みが重要である。

このため、平成24年度から定期的な里親家庭への訪問やファミリーホームへの支援等を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしているところであり、積極的な配置をお願いする。

また、平成28年度予算案では、前述の被虐待児童への自立支援に係る児童虐待防止対策の強化関係事業に加え、

- ・ 障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童の増加に対応するため、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算
- ・ 新規里親開拓・養成を図るため、施設入所児童が週末や夏季休暇等を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する「施設入所児童家庭生活体験事業」の充実

を盛り込んだところであるので、積極的に活用願いたい。

なお、新生児の里親委託や乳児院からの措置変更時の里親委託についても、自治体間で取組の差が大きい、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や「新生児里親委託の実際例について」（平成23年3月30日事務連絡）により示したとおりであるので、取組の推進をお願いする。

### ③ 施設における家庭的養護の計画的推進について

（関連資料41参照）

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われる必要があり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）に変えていく必要がある。

このため、平成27年度から、消費税増収分による社会保障の充実の一環として、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5 : 1 → 4 : 1等）など家庭的養護の推進に必要な予算を盛り込んでいる。

職員配置の改善は「社会的養護の課題と将来像」に掲げるように、児童養護施設及び乳児院の小規模化を進めることを前提としていることから、より一層の児童養護施設等の小規模化の推進をお願いする。

また、すでに実施している次世代育成支援対策施設整備交付金に加えて、平成27年度補正予算案においては、児童養護施設等の小規模化等の整備を促進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能としている。

さらに、平成28年度予算案では、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設のか所数の増を図るとともに、賃貸による分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの実施を推進するため、既存の



建物の賃借料加算を引き上げることとしたので、積極的に活用願いたい。

#### ④ 要保護児童の自立支援の充実について（関連資料42及び43参照）

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

このため、前述の被虐待児童への自立支援に係る児童虐待防止対策の強化関係事業に加え、平成27年度補正予算案においては、就職や大学進学等に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設に入所中の児童等が利用できるパソコンの設置に要する費用を支援することとしている。

また、平成28年度予算案においては、「施設機能強化推進費」において、施設入所等している中学生以上を対象に、地域における社会体験、就労体験等を実施するメニューの創設や施設退所者が生活・就労面の不安により一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保するメニューの創設により自立支援を充実させることとしているので、積極的に活用願いたい。

児童養護施設等の措置延長については、既に「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししているとおり、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなど、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

義務教育終了児童等への支援に関し、施設を退所して就職する児童等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、未設置の自治体もあるので積極的な取組をお願いする。

#### ⑤ 児童養護施設等の耐震化の推進について（関連資料44参照）

児童養護施設等の耐震化については、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%（平成25年度：86%）とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。

平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案では、児童養護施設等の耐震化整備を行うために、次世代育成支援対策施設整備交付金において必要な予算を計上したところであり、本交付金を活用しつつ、計画的な取組の推進をお願いする。

また、耐震化が図られていない施設については、その要因を把握しつつ、社会福祉法人等に対する積極的な働きかけなど、取組をお願いしたい。

#### (4) 子ども虐待による死亡事例等の検証について（関連資料45参照）

厚生労働省では、平成16年10月に、社会保障審議会児童部会の下に児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置し、子ども虐待による死亡事例等の検証を行っており、平成27年10月、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）」（以下「第11次報告」という。）を公表した。

第11次報告は、平成25年度に厚生労働省が把握した虐待による死亡事例63例（69人）の分析・検証を行った。加えて、平成25年4月1日から5月31日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった重症事例（死亡に至らなかった事例）18例（18人）についても分析・検証を行ったところである。

これらの検証を踏まえ、地方公共団体に対して、

- ① 虐待の発生及び重篤化の予防
- ② 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上
- ③ 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用
- ④ 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化
- ⑤ 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用

について、提言が取りまとめられた。

さらに、これまで第1次から第11次までの死亡事例に係る報告から、

- ・ 0歳児の割合は44.0%で、中でも0日児の割合は16.8%であること
- ・ 加害者の割合は実母が55.0%と最も多いこと
- ・ 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が39.5%（※第2次報告から第11次報告までの集計）であったこと

が心中以外の虐待による死亡事例の主な特徴としてみられた。

これらの特徴から、重篤な事例を防ぐためには、

- ① 虐待リスクについて妊娠期から着目すること
- ② 育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと
- ③ 関係機関への効果的な連携による支援を行うこと

などの取組が重要であると考えている。

各自治体においては、上記の点にご留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き、積極的な対応をお願いします。



# 平成28年度予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局)

ひとり親家庭対策の推進、児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍推進に向けて、積極的取組みを推進するとともに、仕事と家庭の両立支援策の推進やマタニティハラスメント対策の強化を図る。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

## 《主要事項》

### 第1 子どもを産み育てやすい環境づくり ～人口減少社会への対応～

- 1 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進
- 2 待機児童解消等の推進などに向けた取組
- 3 母子保健医療対策の強化
- 4 仕事と家庭の両立支援策の推進（後掲）

### 第2 女性の活躍推進

- 1 女性の活躍推進のための積極的取組の推進
- 2 仕事と家庭の両立支援策の推進（一部再掲）
- 3 マタニティハラスメント対策の強化（一部再掲）

### 第3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現（一部再掲）
- 2 パートタイム労働対策の推進
- 3 多様で安心できる働き方の導入促進（一部再掲）

### 第4（復興関連）東日本大震災からの復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

## 《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 27 年度 当初予算額	平成 28 年度 当初予算案	増▲減額
一般会計	4, 109	4, 378	+269
労働保険特別会計	90	116	+26
労災勘定	2.8	2.8	0
雇用勘定	87	113	+26
東日本大震災復興 特別会計	17	5.8	▲12

平成 28 年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実（公費）	5, 939 億円
子ども・子育て支援新制度の実施（公費）	5, 593 億円（内閣府予算）
児童入所施設措置費（公費）	345 億円（厚生労働省予算）

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

# 第1 子どもを産み育てやすい環境づくり ～人口減少社会への対応～

## 1 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)  
3,065億円 → 3,230億円

(1) ひとり親家庭対策の推進 1,912億円

### ①ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

【一部新規】

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策の強化を図る。また、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりも実施する。

### ②自立を促進するための経済的支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金など母子父子寡婦福祉資金の貸付による支援を行う。

また、児童扶養手当の第2子加算額を5千円から1万円へ、第3子以降加算額を3千円から6千円へそれぞれ倍増する。

※収入に応じて支給額を逡減し、低所得者に重点を置いて改善（第1子分と同じ取扱い）

※平成29年4月から、多子加算額に物価スライドを導入（第1子分と同じ取扱い）

### ③女性の活躍推進のための積極的取組の推進（後掲）

### ④多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）【新規】（後掲）

（参考）【平成27年度補正予算案】

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85億円  
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。
- ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7億円  
ひとり親家庭に対し、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口の周知や集中相談体制の整備を行うため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。  
また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供等を行う場所を開設するため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

## (2) 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進

1, 295 億円

### ① 児童虐待防止対策の強化【一部新規】

- ・ 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の体制強化を図る。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、児童相談所及び市町村における子どもの安全確保等に係る体制の強化を行う。
- ・ 一時保護所等における個々の児童の状況に応じた適切なケアを行うための体制の強化及び環境の改善を図る。

### ② 子育て世代包括支援センターの全国展開（後掲）

### ③ 家庭的養護の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

また、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

### ④ 被虐待児童などへの支援の充実

平成 27 年度補正予算案に計上した児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の創設と併せ、退所児童等アフターケア事業の拡充を図ることにより、児童養護施設退所者等の自立支援を推進する。

また、心理的な課題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設の設置を推進する。

#### （参考）【平成 27 年度補正予算案】

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67 億円  
児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。（これらの貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）
- 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12 億円  
一時保護された子どもの処遇向上を図るため、一時保護所及び一時保護委託となる児童養護施設等の環境改善等を行う。



- 児童養護施設等における小規模化等のための整備 10億円  
子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。
- 児童養護施設等における学習環境改善 2億円  
就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

### (3) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進 (一部再掲) 96億円

配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

## 2 待機児童解消等の推進などに向けた取組

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)  
918億円 → 992億円

### (1) 待機児童解消等の推進などに向けた取組 (一部新規) 965億円

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

※ 平成28年度は、保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修並びに安心こども基金の残高活用により、約7.2万人の受け皿拡大を図る。

保育人材確保対策として、保育士の資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げへの支援、若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備、学生の実習支援などを実施する。

(参考)【平成27年度補正予算案】

- 待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等(「待機児童解消加速化プラン」の前倒し) 501億円  
待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図るための補助を行う(安心こども基金を積み増して実施)。  
※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

- 保育人材確保のための取組の推進 714億円  
 保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る（内閣府予算に計上）。

## (2) 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進【新規】 835億円（内閣府予算）

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

事業主拠出金の拠出金率の上限を 0.25%に引上げ（現行に+0.1%）、法定する。拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%（+0.05%）とする。

### ①企業主導型保育事業（運営費、整備費）【新規】

797億円（運営費308億円、整備費488億円）

- ・ 設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。
  - 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
  - 整備費、改修費、賃借料も支援
  - 週2日程度就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
  - 地域の保育所等に入所するまでの間など必要とする期間に応じた受け入れも対象
  - 延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施
  - 地域枠の設定は自由 など
- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約5万人分を上限とする。

### ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【新規】 3.8億円

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額：2,200円：双生児の場合は加算（補助額9,000円））でベビーシッター派遣サービスを利用できるように支援する。

### ③子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及【一部新規】 27億円

- ・ 病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備に係る費用を支援する。

- ・ 病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援する。

### (3) 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】(一部社会保障の充実) (一部再掲) 2兆1,790億円(内閣府予算)

#### ①教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

全ての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

##### ア 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

※ 平成28年度予算(案)における充実の内容

- ・ 賃借料加算の充実  
保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。
- ・ 保育士等の待遇改善  
平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士平均+1.9%)を平成28年度の公定価格にも反映する。
- ・ チーム保育推進加算の創設  
保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

##### イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等

#### ②児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

### (4) 放課後児童対策の充実(一部社会保障の充実)(再掲) 575億円(内閣府予算)

小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずるため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育の利用者が、就学後も引き続き放課後児童クラブを利用できるように計画的な整備等を図る。

**(5) 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）【新規】（再掲）** **109億円（内閣府予算）**

年収 360 万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化する。

さらに、年収 360 万円未満のひとり親世帯等については、第 1 子の保育料を半額、第 2 子の保育料を無償化する。

※ 子どものための教育・保育給付費の内数として内閣府予算に計上

**3 母子保健医療対策の強化**

(平成 27 年度当初予算額) (平成 28 年度予算案)  
**190億円 → 224億円**

**地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化** **185億円**

①不妊治療への助成拡大 **158億円**

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用について、初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

(参考)【平成 27 年度補正予算】

○不妊治療への助成拡大 **7.1億円**  
初回の助成額の増額と男性不妊への治療を伴う場合の助成額の増額を実施する。

②子育て世代包括支援センターの全国展開 **24億円**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目なくワンストップで総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。  
※内閣府予算 982 億円の内数（社会保障の充実）

**4 仕事と家庭の両立支援策の推進（後掲）**

(平成 27 年度当初予算額) (平成 28 年度予算案)  
**63億円 → 78億円**

## 第2 女性の活躍推進

### 1 女性の活躍推進のための積極的取組の推進【一部新規】

(平成27年度当初予算額)

(平成28年度予算案)

8億円 →

14億円

女性の活躍の動きを加速するため、以下の取組を実施する。

- ・ 「女性活躍推進法」により大企業に開示が義務化される情報について、「女性の活躍・両立支援総合サイト」において一覧化を実施するなど、同サイトのユーザビリティの向上を図る。
- ・ 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。

### 2 仕事と家庭の両立支援策の推進【一部新規】(一部再掲)

(平成27年度当初予算額)

(平成28年度予算案)

63億円 →

78億円

中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大（介護支援プラン）するとともに、育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する助成金を拡充する。また、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対する助成金を新設する。

さらに、男性の育児休業の取得促進のため、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金を新設するとともに、男性の育児と仕事の両立に取り組む企業等を支援するイクメンプロジェクトを拡充する。

### 3 マタニティハラスメント対策の強化【一部新規】(一部再掲)

(平成27年度当初予算額)

(平成28年度予算案)

1.3億円 →

1.9億円

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、男女雇用機会均等法に事業主のマタハラ防止措置に係る規定を設けるなどの法令整備、事業主や人事労務担当者等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン（仮称）事業」を実施し、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。

### 第3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの実現（一部再掲）

（平成27年度当初予算額）

（平成28年度予算案）

8.6億円 → 15億円

##### (1) 「女性活躍推進法」の円滑な施行（再掲）

14億円

「女性活躍推進法」の円滑な施行を通じ、企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を加速させるため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報データベースを拡充するとともに、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。

##### (2) 良質なテレワーク・在宅就業の推進

54百万円

「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の見直し及び一層の周知を行うとともに、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業の実施や良質なテレワークの普及に向けての事業等を実施する。

#### 2 パートタイム労働対策の推進【一部新規】

（平成27年度当初予算額）

（平成28年度予算案）

8億円 → 6.9億円

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の着実な履行確保を図る。また、企業表彰を実施するとともに、教育訓練・正社員転換制度の整備や短時間正社員制度の導入に取り組む事業主への支援を行う。さらに、平成27年6月に実施した行政事業レビューの公開プロセスの結果も踏まえ、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を効率的・効果的に進める。

#### 3 多様で安心できる働き方の導入促進（一部再掲）

（平成27年度当初予算額）

（平成28年度予算案）

5億円 → 4.8億円

ライフスタイル・ライフステージに応じた多様な働き方を実現できる短時間正社員制度の導入・定着支援のため、マニュアルの活用、セミナーの開催等により導入手順や運用方法の情報提供等を行う。

さらに、人材確保・定着が喫緊の課題となっている保育・介護・医療業界を対象とした導入支援セミナーの開催、導入支援コンサルティングの実施、モデル事例の作成を行う。

## 第4（復興関連）東日本大震災からの復興への支援

### 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

（平成27年度当初予算額）

（平成28年度予算案）

17億円 → 5.8億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

### 2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（平成27年度当初予算額）

（平成28年度予算案）

59億円の内数 → 220億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。





# 平成27年度補正予算（案）の概要 （雇用均等・児童家庭局）

## 【一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策】

### ＜「希望出生率1.8」に直結する緊急対策＞

(1) 結婚から妊娠・出産、子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実

#### ① 不妊治療への助成拡大 7.1億円

初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

#### ② 入院児童等家族宿泊施設の整備 7.7億円

小児がん等により長期入院を要する子ども等について、家族の経済的負担を軽減するとともに、子どもの情緒不安を解消するため、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に整備する。

(2) 多様な保育サービスの拡大と保育人材等の確保

#### ① 待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等（「待機児童解消加速化プラン」の前倒し） 501億円

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図るための補助を行う（安心こども基金を積み増して実施）。

#### ② 防音対策のための補助 9.2億円

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等の防音壁設置に係る補助を行う。

#### ③ 保育人材確保のための取組の推進 714億円

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る（内閣府予算に計上）。

#### ④ 放課後児童クラブにおける勤務環境の改善 7.9億円

放課後児童クラブが、放課後児童支援員等の事務負担の軽減のためにパソコン等を購入する際にその費用について支援する。

### (3) 子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化

#### ① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85億円

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

#### ② ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7億円

ひとり親家庭に対し、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口の周知や集中相談体制の整備を行うため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供等を行う場所を開設するため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

#### ③ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67億円

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う（これらの貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

#### ④ 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12億円

一時保護された子どもの処遇向上を図るため、一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等の環境改善等を行う。

#### ⑤ 児童養護施設等の小規模化等のための整備 10億円

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

#### ⑥ 児童養護施設等における学習環境改善 2.0億円

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

### 【その他】

#### ○ 児童保護費負担金等の追加財政措置 13億円

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

# 1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

## (1) 児童福祉施設等の整備について

### ① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

平成27年度補正予算案においては、一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備、児童養護施設等における小規模化等のための整備及び児童養護施設等の耐震化整備を早急に図るため、22億円を計上しているところである。

平成28年度当初予算案においては、56.6億円（前年度同額）を計上し、児童養護施設等の小規模化・地域分散化に資する整備や耐震化整備を推進することとしている。特に児童相談所の一時保護施設については、都市部を中心に年間平均入所率が極めて高い状況等を踏まえ、早急に定員増を図る必要があると認められる場合の整備については、交付額算定上の特例を設け、特に手厚い財政支援を行うことを予定しているため、積極的に活用願いたい。

また、児童養護施設等の入所施設における耐震化整備について、本交付金も活用しつつ、引き続き着実に実施していただくようお願いする。保育所等については、保育所等整備交付金を活用されたい。

本交付金に係る協議等の手続きについては、今後速やかにお知らせする予定である。

### ② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成28年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、2.2%増の補助単価の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（旧放課後児童クラブ整備費・内閣府に計上）

### ③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年

度実施している事業について、平成28年度も引き続き実施する予定であり、平成27年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成28年度末まで延長することとしているので、ご了解願いたい。

(実施期限を平成28年度末まで延長する事業)

- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

#### ④ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の見直しについて

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

今般、この定期報告制度が見直され、平成28年6月以降は国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了解いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

(児童福祉施設等のうち報告対象となる施設)

助産施設、乳児院及び母子保健施設のうち、以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ) 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

イ 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあつては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置設備の整備については、平成28年度から新たに次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とする予定であるので、本交付金も活用して、整備を推進していただきたい。

#### ウ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

#### エ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災

害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日付け27文  
施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生  
労働省・国土交通省連名通知)により、土砂災害対策の一層の推進  
をお願いしているところである。

当該通知においては、各都道府県民生主管部局の取組として、土  
砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要す  
る者が利用する施設(以下、エにおいて「当該施設」という。)に  
ついて、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇  
所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対  
し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、  
市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と  
連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等  
を行うことにより、避難体制の強化に努めること
- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の  
関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を  
提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検  
討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、引き続き砂防部局や市区町村  
との連携に努めていただくようお願いする。

#### オ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施  
設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年2月13  
日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)  
に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現  
状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られ  
たい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社  
会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)  
してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の  
重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」  
としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化  
された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源  
化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害  
復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

## ⑤ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成27年6月5日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果」（第5回）を公表したところである。アスベスト使用が判明した施設において、アスベストの粉じんの飛散によりばく露のおそれのある施設は0施設（前回1施設）となったものの、今後アスベスト使用の状況を分析予定であるとする施設が1,321施設あるため、これらの施設における分析調査の実施時期を把握し、適切な措置を講ずるよう指導を徹底していただき、アスベスト対策に万全を期すようお願いする。

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については保育所等整備交付金の交付対象としていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成28年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

## ⑥ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているところ。当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

## (2) 児童福祉施設等の運営について

### ① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

### ② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。



《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成 27年12月 8 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年 9 月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月 9 日雇児総発1209第 1 号、社援基発1209第 1 号、障企発1209第 1 号、老総発1209第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年 6 月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年 2 月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年 7 月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

また児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

### ③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

### ④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努められたい。

#### 《参照通知等》

- ・「保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成27年6月8日雇児保発0608第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

### ⑤ アレルギー疾患対策基本法の施行について

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、平成26年6月20日に「アレルギー疾患対策基本法」が成立し、平成26年6月27日法律第98号として公布され、平成27年12月25日から施行されることとなった。

同法の第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養

に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されているところであるので、ご了解いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

### （3）被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施することとしている。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業）

- ① 子ども健やか訪問事業（避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う）
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

## 2. ひとり親家庭等自立支援対策について

### (1) 児童扶養手当について

#### ① 平成28年度の本体額について

平成28年度の本体額は、平成27年の消費者物価指数が対前年比0.8%の上昇となったことから、法律の規定に基づき、0.8%の引き上げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いします。

#### ・ 本体月額 (+0.8%)

	(平成27年度)		(平成28年度)
全部支給	42,000円	→	42,330円 (+330円)
一部支給	41,990円	→	42,320円 (+330円)
	～9,910円		～9,990円 ～+80円)

※政令改正予定

#### ② 平成28年度の多子加算額について

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」において、児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額を、平成28年8月分より、増額部分については、本体額と同様、収入に応じた逡減措置を行いつつ、最大でこれまでの倍増とする充実策が策定され、そのために必要な児童扶養手当法改正案を今通常国会に提出することを目指すこととされている。

※平成29年4月からは物価スライドを導入

なお、本改正に伴うシステム改修経費等については、地方財政措置が講じられる予定であり、新制度後の最初の支給(平成28年12月予定)に当たっては、適切な事務処理をお願いしたい。

#### ・ 第2子加算月額

	(平成27年度)		(平成28年8月から)
全部支給	5,000円	→	10,000円 (+5,000円)
一部支給	5,000円	→	9,990円 (+4,990円)
			～5,000円 ～+0円)

#### ・ 第3子以降加算月額

	(平成27年度)		(平成28年8月から)
全部支給	3,000円	→	6,000円 (+3,000円)
一部支給	3,000円	→	5,990円 (+2,990円)
			～3,000円 ～+0円)

※ 今回の多子加算額の増額に併せて、養育費確保を促進する観点から、児童扶養手当の新規認定申請書に養育費の取り決めの有無等を記載する欄を設けるよう省令を改正する予定であるが、支給認定に当たっての留意点などについて課長通知を発出予定なので、適切な事務処理をお願いしたい。

### ③ 不正受給防止について

現在、現況届の確認については、受給者の傷病等やむを得ない事由に該当する場合を除き、対面での確認をお願いしているところであるが、これを徹底するために、課長通知を発出予定であるので、現況届の確認に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

また、現状においても、支給機関である自治体に対して、新規認定及び疑いのある事案においては、現地調査を実施するよう指導しているが、更なる適正受給を確保するため、民生委員等による現地調査の一層の徹底を図るための課長通知を発出予定なので、新規認定及び疑いのある事案においては、適切な事務処理をお願いしたい。

### ④ 自立のための活動促進について

児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合の一部支給停止の適用除外となる事由のうち、「求職活動等自立を図るための活動をしている」に該当していることの確認の対象に、求職活動の回数（直近1ヶ月に2回以上）を加えることを検討中である。検討結果を踏まえ課長通知を発出予定なので、自立のための活動についての確認においては、適切な事務処理をお願いしたい。

## (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

### ① 貸付利率の改正について

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、子供の進学等に要する資金を除く資金について、保証人を立てない場合の金利は年利1.5%となっている（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第4項）。

この利率については、ひとり親家庭の返済の負担に配慮し、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、平成28年4月から年利1.0%に引き下げる予定である。

### ② 修学資金の貸付限度額の見直しについて

修学資金の貸付限度額については、一般分貸付限度額と特別分貸付限度額を設けているところであるが、資金を必要とするひとり親家庭

が資金を借りやすい仕組みとするため、平成28年4月から、一般分貸付限度額を廃止し、特別分貸付限度額に一本化する予定である。

各自治体においては、修学資金の貸付の実施に当たっては、適切な対応をお願いしたい。

### (3) 就業支援等について

#### ① 高等職業訓練促進給付金等事業の充実について

高等職業訓練促進給付金について、平成28年度予算案では、ひとり親家庭の経済的自立に効果的な資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の支給期間をこれまでの2年から3年へと延長するとともに、対象資格についても2年以上修学する資格から1年以上修学する資格へと対象を拡大している。

また、ひとり親が働きながら資格取得を目指す場合などに、通信制の講座を利用可能とすることとしている。

各自治体におかれては、平成28年度から、より一層ひとり親家庭の資格取得支援を推進していただくようお願いする。

#### ② 高等職業訓練促進資金貸付金事業の創設について

ひとり親家庭への資格取得支援については、ひとり家庭の親が養成機関で修業する間、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするために高等職業訓練促進給付金を支給しているところであるが、平成27年度補正予算案では、高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、更なる自立の促進を図ることとしている。

#### ③ 自立支援教育訓練支援給付金の充実について

ひとり親家庭の親が、働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとするため、平成28年度からは自立支援教育訓練給付金の支給割合を従来の受講費用の2割から6割へ変更するとともに、支給上限を10万円から20万円へ充実させることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

#### ④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の充実について

平成27年度から、ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合

格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する事業を実施してきたが、平成28年度からはひとり親家庭の親に加え、ひとり親家庭の子どもを支給対象とすることとしている。

高卒程度認定試験に合格することは、ひとり親家庭の親や子どもの就職先や取得可能な資格の拡大に資するものと考えられるので、積極的な取組をお願いしたい。

#### ⑤ 在宅就業推進事業の拡充について

これまで、在宅就業に関するセミナー等を実施していた在宅就業推進事業については、平成27年度から、事業を拡充し、在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」によるサポートを行うこととしているので、在宅就業を希望するひとり親家庭への支援についても、積極的な取組をお願いしたい。

#### ⑥ 自治体の窓口のワンストップ化の推進について

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することとしている。

このため、平成28年度予算案においては、ひとり親家庭の相談窓口就業支援専門員を配置する事業等に加え、児童扶養手当の現況届の時期（8月）等に集中的に相談できる体制を整備する事業を実施することとしている。また、平成27年度補正予算案においては、相談窓口の周知等に必要な備品購入費用等を補助するための予算を盛り込んでいる。各自治体におかれては、本事業を積極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただきたい。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

#### ⑦ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の拡充について

母子・父子自立支援プログラム策定事業については、多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプロ

グラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業自立を支援してきたところであるが、平成28年度予算案においては、就業自立等、当初の目標を達成した後も、アフターケア（月に1回の面談の実施など）を実施し、就業後の生活状況や再支援の必要性を確認し、ひとり親の自立を支援するために必要な予算を盛り込んでいるので、本事業を積極的に活用し、効果的にひとり親家庭の自立を支援していただきたい。

#### ⑧ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

### （４）子育て・生活支援、養育費の確保等について

#### ① ひとり親家庭等生活向上事業について

##### ア 子どもの生活・学習支援事業の創設について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、これまで実施してきた児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）及び学習支援ボランティア事業を再編し、平成28年度から子どもの生活・学習支援事業を創設することとしている。

子どもの生活・学習支援事業については、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひと



り親家庭の子どもの生活向上を図ることとしている。具体的には、自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、実施することを想定している。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトにおいては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されたところであり、各自治体での事業の積極的な実施をお願いする。

なお、平成27年度補正予算案において、本事業の円滑な実施のため、既存建物の改修費用、備品購入費用及び建物を借り上げる費用を補助するための予算を計上しているため、積極的な活用をお願いする。

#### イ ひとり親家庭等生活支援事業の創設について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

ひとり親家庭の親に対しては、ひとり親家庭等相談支援事業、生活講習会等事業及びひとり親家庭情報交換事業等を実施しているところであるが、平成28年度から、これらの事業を再編し、ひとり親家庭等生活支援事業を創設することとしている。

ひとり親家庭等生活支援事業については、従来の事業に加え、ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理講習会や、高卒認定試験を目指す方の学習支援を実施することとしている。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながら事業の積極的な実施をお願いする。

### ② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭に対する子育て・生活支援については、ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金で家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施してきたところである。

本事業については、定期的な利用が対象外であることや、ヘルパーの確保が困難であることが課題とされていたことから、平成28年度から、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家

庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とするとともに、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和することとしている。

本事業を実施している自治体においては、平成28年度から事業の拡充を図るとともに、未実施の自治体においては、事業の積極的な実施をお願いします。

### ③ 養育費確保及び面会交流について

養育費の確保については、養育費相談支援センターにおいて、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図るほか、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣などを実施しているところであるが、平成28年度からは、養育費の取り決めに更に促進するため、母子家庭等就業・自立支援事業を拡充し、地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援することとしている。

各自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用を図っていただくとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による相談を実施すること等により、養育費の履行確保に向けた取組の推進をお願いします。

また、養育費や面会交流に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的な取組をお願いします。

さらに、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の面会交流支援事業については、平成28年度から、一般市においても事業を実施することができるようにすることとしているので、各自治体での積極的な取組をお願いします。

## (5) 子供の未来応援交付金について

(関連資料29参照)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの実効性を高めるためには、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成が必要となっていることから、内閣府において、平成27年度補正予算案に「子供の未来応援交付金」を計上し、「子供の未来応援地域ネットワ

ーク形成支援事業」を実施することとしている。

(内閣府照会先)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

子どもの貧困対策担当

葛西、新保

Tel:03-5253-2111（内38215、38218）

03-6257-1438（直通）

### 3. 社会的養護の充実について

#### (1) 平成28年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて

平成28年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5 : 1 から 4 : 1 等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、引き続き、措置費の保護単価を段階的に設ける予定としている。

(例：児童養護施設保護単価を 5.5 : 1 から 4 : 1 の間 (5 : 1 及び 4.5 : 1) についても設ける予定)

なお、職員配置の最低基準引き上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、将来的には省令等の改正を検討する予定としている。これを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の適切な人材確保に努められたい。

また、民間児童養護施設等の給与の改善については、平成27年度より加算率を平均で3%相当の引き上げを行っている。加算率引き上げの考え方としては、人材確保、職員の処遇改善及び人材の定着等を図る観点から、新規採用時期の加算率を引き上げることや、平成26年度まで勤続年数14年で加算率が据え置かれていたところを、加算率の上がる勤続年数を延長したものであり、各都道府県等におかれては、今般の予算措置の趣旨をご理解のうえ、着実に職員の給与改善につながるよう、児童養護施設等に対し、引き続き周知徹底願いたい。

さらに、児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実については、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため実施しているものであり、積極的に活用願いたい。

○小学生等に対する学習支援 (学習ボランティア等)

○高校生等に対する学習支援 (学習塾代等)

○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援 (個別学習指導)

このほか、家庭支援専門相談員の複数配置については、定員30名以上の児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設において家庭支援専門相談員2人目 (現行+1人) の配置を可能とする予定としている。施設入所児童の家庭復帰等の親子関係再構築支援の充実に資するため実施するものであり、各都道府県等におかれては、積極的に配置願いたい。

## (2) 社会的養護を担う人材確保について

平成28年度予算案においては、消費税増収分による社会保障の充実の一環として、引き続き、民間児童養護施設等の給与の改善として平均で3%相当が盛り込まれており、児童養護施設等職員の人材確保及び処遇改善を目的として積極的に活用願いたい。

また、平成27年度より実施している「子育て支援員研修」の専門研修に社会的養護に係る研修を設け、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげることで、積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

- ① 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、
- ② 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について対象経費としているところであり、施設においてもできる限り家庭的な環境の下で養育するためには、直接子どもに関わる職員の確保が不可欠であることから、本事業を積極的に活用願いたい。

このほか本事業の対象としている施設種別や職種別に行われる研修への参加についても、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

## 4. 配偶者からの暴力（DV）対策等について

（関連資料46参照）

婦人相談所が行う一時保護委託については、これまで、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、平成16年12月の「人身取引対策行動計画」の策定及び平成23年3月の「第3次男女共同参画基本計画」の策定等を踏まえ、DV被害者、人身取引被害女性及び恋人からの暴力の被害女性等について、婦人相談所の一時保護所が満床でなくても、一時保護委託ができるよう段階的に対象拡大を図ってきたところである（※）。

（※）婦人相談所が行う一時保護委託について（平成23年7月27日雇児発0727第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」

平成28年度からは、「ストーカー総合対策」（平成27年3月ストーカー総合対策関係省庁会議）や第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、ストーカー被害女性や性暴力・性犯罪被害女性についても、婦人相談所の一時保護所が満床でなくても、一時保護委託を可能とすることとしているので、各都道府県等においては、一時保護委託の適切な運用をお願いします。

また、全国の婦人相談員が実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、相談支援の均等化・標準化を図るため、平成27年3月において、全国共通の指標となる「婦人相談員相談・支援指針」を策定したところであり、全国の婦人相談員の相談・支援の業務に活用されるよう、各都道府県等においては、婦人相談員への配布・周知について対応をお願いします。

## 5. 児童健全育成対策について

### (1) 放課後児童クラブの設備運営基準関係について

(関連資料47参照)

#### ① 都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」(認定資格研修)を修了しなければならないこととしている。

平成27年度においては、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施したところであるが、平成28年度も引き続き本研修を実施することとしており、開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

#### ② 都道府県認定資格研修の実施(関連資料48参照)

認定資格研修については、今年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(以下「運営指針」という。)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

平成27年度においては、初年度で、国からのガイドラインの発出が遅れたこともあり、都道府県毎に委託先の選定方法や研修の実施方法等に差異が見られ、特に、委託先に運営を任せきりにしたり、当該都道府県外の事業者を委託先として選定し、講師も他都道府県の者が担当するなどの状況が見られた。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後

児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

このため、来年度以降の各都道府県における実施方法、実施内容等に反映させられるよう、平成27年度における研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

### ③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」の作成

（関連資料49参照）

昨年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」を作成することとしている。本年度から、国の調査委託事業の中で、「放課後児童クラブ運営指針解説書」（素案）の作成に取り組み、来年度中に、「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」をとりまとめる予定であるため、ご了解願いたい。

## （2）各市町村における事務手続及びその他の留意事項について

### ① 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、近日中に通知を発出する予定であるので、ご了解願いたい。

#### ○ 優先利用について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、就労等により昼間に保護者のいない家庭の様態は多種多様



であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方については国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の利用について、優先的に受け入れるべき児童の対象として、現時点で検討中の事項については次のとおりであるので、ご了解願いたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・ 育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

○ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童クラブの利用手続は市町村によって異なっており、市町村が各放課後児童クラブの申込状況や待機児童の状況を把握していない場合もある。改正後の児童福祉法により、市町村が必要な情報収集を行うことが規定され、専門委員会報告書においては、市町村がクラブの定員や待機児童の状況等を把握し、必要に応じてあっせん又は調整等を行う必要があると指摘している。また、同報告書では、あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、放課後児童クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等の方法が考えられるとしている。

これらを踏まえ、市町村が放課後児童クラブを実施する場合のほ

か、市町村以外の者が放課後児童クラブを実施する場合についても、放課後児童クラブの利用定員や待機児童の状況等を市町村が把握して、利用手続が円滑に進められるような実施体制を構築することが望ましいと考えられるので、ご了知願いたい。

## ② 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議員及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の児童の保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～四 略

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

六～八 略

## （3）児童厚生施設の設置運営等について

### ① 児童館・児童センターの運営について

地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、

児童館・児童センターが地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

<児童館の活動内容>

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成   | ②子どもの居場所の提供     |
| ③保護者の子育て支援     | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動   |
| ⑦放課後児童クラブの実施   | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図らねたい。

また、国が平成26年7月に策定した子ども・子育て支援新制度における基本的な指針（平成26年7月内閣府告示第159号）の中で、子どもの育ちに関する理念について、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と記載している。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館の取り組みは、まさにこの理念を具現化していく場そのものであり、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

子どもの成長は、発達段階に応じて課題があり、遊びや生活の中で、課題を体得して成長していく。遊び及び生活を通じた子どもの健全な育成を支援していくことはこうした子どもの成長・発達を支えるものであり、その重要性を認識しつつ、児童館ガイドラインに沿って、虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

また、特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報

の共有や役割分担を行い、関係機関が連携して対応する要保護児童対策地域協議会への児童館の積極的な参加をお願いします。

さらに、昨年12月18日に公表した平成27年の放課後児童クラブ実施状況調査では、昨年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、対象児童が6年生まで拡大されたことにより、特に小学4年生の待機児童数が大幅に増加したところである。高学年児童は、自身の意志や考えで自主的に行動できるようになることから、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、下記URLに掲載されているので、ご了知いただき、以下の②～③の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

(参考URL)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/kosodate/houkago/jissi\\_130410-01.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/houkago/jissi_130410-01.html)

## ② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

### ア 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成26年度において、児童館での実施が791か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

### イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」

ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

#### ウ ひとり親家庭の子どもの居場所づくり

昨今、特に課題となっている子どもの貧困対策について、ひとり親家庭支援対策の推進として、平成28年度予算案において、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施することとしている。今後、事業内容等の詳細については、各自治体の児童館担当にも情報提供するので、児童館での実施について、積極的にご検討いただきたい。

### ③ 児童館等に従事する者の人材育成について

#### ア 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、本年2月14日（日）、15日（月）に、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者、行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー ―子どもの視点から考える地域の居場所づくり―」を開催することとしている。

2月1日（月）まで、参加申込みを受け付けているので、「平成27年度全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」の開催について（平成27年12月18日付け事務連絡）をご参照いただき、管内市区町村を通じて、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただくよう、願います。

なお、本セミナーについては、平成28年度においても児童館長等資質向上研修（仮称）として実施する予定であり、詳細が決まり次第、追ってお知らせする。

#### イ 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、平成27年度より、都道府県及び市町村が実施主体となって、児童館に従事する児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助

を行っているところである。

しかしながら、本年度の国への協議件数は11自治体に止まっており、すべての児童を対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

#### ④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について

昭和60年に国が設置した「こどもの城」は、平成27年3月をもって閉館となり、これまで約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぐこととし、昨年5月に遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発等の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置し検討を行っているところである。

専門委員会の検討に際して、「こどもの城」が展開してきたプログラムや地域の児童館で行われている独自の活動プログラムについて、その取組状況や子どもたちへの影響等について把握を行い、分析及び検証を行うことにより、好実践事例の普及啓発を図るとともに、時代の要請に対応した遊びのプログラムの改定や開発に向けた検討及び今後の地域の児童館の機能や役割の検討に資するために、先般、実践状況調査を行ったところ、約7割の児童館から回答をいただいたところである。自治体等におかれては、調査の実施に当たりご協力いただき感謝申し上げます。

現在、本調査結果の分析、検証を行っているが、特に、「児童館ガイドライン」に関する内容では、「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていると回答した児童館が92.7%、一方で、運営されていないと回答した児童館も5.2%（138館）あり、児童館長や職員への意識啓発及び周知徹底を図る方法などを更に検討することが必要である。また、児童館の活動内容で、「児童館ガイドライン」に記載されている活動内容の多くの項目の実施状況が9割を超えている中で、「子どもが意見を述べる場の提供」や「ボランティアの育成と活動」がともに約6割と低くなっており、地域によって差も生じている状況から、活動が低調な都道府県におかれては、その要因の分析、検証に取り組み、実施に向けてご検討いただきたい。

今後は、遊びのプログラムの改定、開発に向けた検討を行うとともに、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っていく予定である。

また、遊びのプログラムの改定、開発に向けた検討に関連して、平成28年度予算案において、『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及』に係る経費を計上しているが、特に発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を10か所選定（指定）して、モデル的にプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資する調査研究を行うこととしているので、ご了知いただきたい。

（関連資料50参照）

なお、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」の会議資料等については、下記URLに掲載されているので、ご活用いただきたい。

（参考URL）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=276129>

#### ⑤ 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

#### （4）児童委員について（関連資料51参照）

##### ① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、平成26年4月の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」の報告書の提言では、①活動への支援の充実、②力量を高める取組、③地方自治体等の理解の促進に向けた取組、④国民の理解の促進に向けた取組が盛り込まれており、地方自治体等においても、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた取組にご協力をお願いしたい。

## ② 関係機関との連携について

民生委員・児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動の他、関係行政機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、市区町村の要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援や児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

## ③ 児童委員・主任児童委員の一斉改選について（関連資料52参照）

児童委員・主任児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるところであり、「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日雇児発0223第1号、社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日雇児発第433号、社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）及び「主任児童委員の選任について」（平成13年11月30日雇児発第762号、社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）により、その準備を進めていただきたい。

また、平成26年度末では、委員定数に対する充足率が98.2%であり、全国で4,200名余の欠員が生じており、「なり手」の確保が課題となっているので、できるだけ早くから一斉改選に備えてい



ただきたい。

#### ④ 民生委員制度創設100周年について（関連資料53参照）

平成29年度は、民生委員制度の起源である「済世顧問制度」が発足してから100周年、児童委員制度が創設されてから70周年の記念すべき年を迎える。現在、全国民生委員児童委員連合会においては、制度発足100周年に向け、

- ・23万人の民生委員による全国一斉調査の実施
- ・今後の民生委員制度のあり方の検討
- ・100周年記念式典の開催

などの検討が進められている。厚生労働省としては、全国民生委員児童委員連合会等とも連携を図りつつ、これらの取組に対して必要なバックアップを行うこととしている。

各自治体におかれては、今後、地域レベルでも様々な行事、取組が挙行されることが想定されるので、積極的なご支援をお願いしたい。

#### （5）児童福祉週間について

##### ① 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健全な成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

##### ② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成27年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中、4,751作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成28年度児童福祉週間の標語と決定した。

＜平成28年度児童福祉週間標語＞

その笑顔 未来を照らす 道しるべ

ましと 増戸 はるか 遙さん 13歳 福島県

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

## 6. 保育対策等の推進について

### (1) 保育対策関連予算について

主な内容は以下のとおり。

#### ① 待機児童解消等の推進に向けた取組について

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

##### (i) 保育所等の整備支援

【所要額：534億円（保育所等整備交付金）】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助するとともに、防音対策を必要とする保育所等の防音壁設置に係る費用の一部を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

(参考) 平成27年度補正予算（案）

(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

##### ○ 保育所等の整備支援

【所要額383億円（子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金））】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する。

##### ○ 防音対策のための補助

【所要額9億円（保育所等整備交付金）】

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等（既存園を含む。）の防音壁設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

(ii) 小規模保育等の改修費支援等

【所要額：174億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所等の設置に要する経費について、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の設置促進を図る。

(参考) 平成27年度補正予算（案）

(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

○ 保育所等の改修支援

【所要額118億円（子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金））】

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所の設置に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の設置促進を図る。

② 保育の量拡大を支える保育士の確保について

保育士確保のための保育士資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げの更なる支援や若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備や学生の実習支援など、保育人材確保対策を強力に支援する。

【所要額：206億円（保育対策総合支援事業費補助金・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金）】

(参考) 平成27年度補正予算（案）

(保育人材確保のための取組の推進等)

○ 保育所等におけるICT化の推進

【所要額148億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている保育以外の業務について、ICT化推進のための保育システム（指導計画やシフト表の作成等）の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のため、子どもの見守りのためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

○ 保育士修学資金貸付等事業による保育士確保策の強化

【所要額566億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付により、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件満たした場合に返還免除。）。

### ③ 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進について

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

#### (i) 企業主導型保育事業運営費助成金

【所要額：309億円（年金特別会計子ども・子育て支援勘定・仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府予算））】

設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

- ・ 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
- ・ 週2日程度就労などの、多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
- ・ 地域の保育所等に入所するまでの間など、必要とする期間に応じた受入も対象
- ・ 延長・夜間・休日保育等の多様な保育を必要に応じて実施
- ・ 地域枠の設定は自由
- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約5万人分を上限とする。

#### (ii) 企業主導型保育事業整備費助成金

【所要額：488億円（年金特別会計子ども・子育て支援勘定・仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府予算））】

事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、平成29年度末までに約5万人程度の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。

#### (iii) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

【所要額：4億円（年金特別会計子ども・子育て支援勘定・仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府予算））】

多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。

- ・ 残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算（補助額9,000円））でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援するため、その利用料の一部を助成する。

## (2) 社会福祉法人改革への対応について

社会福祉法人が地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、公益性と非営利性を備えた法人の在り方を徹底する観点からの制度の見直しが求められている。

このため、平成18年の公益法人制度改革を踏まえて社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、議決機関としての評議員会や一定規模以上の法人における会計監査人の設置の義務化、社会福祉法人のいわゆる内部留保の内容の明確化と社会福祉事業等への再投下の仕組みの構築、地域における公益的な取組の実施に係る責務規定の整備等を講ずる「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第189回国会（常会）に提出され、継続審議となっている。

このうち、評議員会を必置とする改正について、小規模法人の評議員定数は、施行日から3年を経過するまでの間は4人以上とする経過措置が設けられる予定である。保育所等を経営する社会福祉法人は小規模法人が多い傾向にあることから、この点、留意が必要である。

### （3）保育所における第三者評価の受審について

平成27年度4月より施行された「子ども・子育て支援新制度」では、保育所等について、第三者評価の受審が努力義務とされた。

また、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われていることを目指すこととされている。

子ども・子育て支援新制度では、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）において、第三者評価受審加算が設けられており、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者は受審費用の一部が支援されるため、保育所等に対して積極的な受審を促し、保育サービスの質の向上に御協力をお願いしたい。

### （4）保育指針の改定について

保育所保育指針は、保育所保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すものとして、昭和40年8月に策定されて以降、3回の改定が行われており、直近の平成20年改定においては、規範性を有する指針としての位置づけを明確にするため、大臣告示として定められている。

次回平成30年度の改定に当たっては、平成20年度の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化、現在幼稚園教育要領の改定に向けた検討が進められていること等を踏まえて検討を行うことが必要。

改定に当たっては、社会保障審議会児童部会に設置された「保育専門

委員会」において、昨年12月から保育所保育指針の改定等に資する検討を行っているところであり、本年春頃を目途に中間とりまとめを行う予定である。

#### **(5) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について**

平成27年12月22日に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化のほか、病児保育事業において看護師等が迅速に駆けつけられるならば常駐は要件としない旨の明確化を通知すること等が決定された。このことについて、順次、所用の省令等の整備を行うこととしているので、必要に応じ適切に御対応頂くようお願いしたい。

#### **(6) 地方創生推進交付金を活用した保育事業の実施について**

地方創生の深化のため、既存の助成金や交付金などでは対応しきれない課題に取り組む自治体を支援する観点から、平成28年度当初予算において地方創生推進交付金が創設されることとなっている。保育事業を含む子育て支援分野も支援対象となることから、各自治体におかれては関係部署とも連携しつつ、積極的な活用を検討いただきたい。

#### **(7) 地域型保育事業の指導監査について**

「子ども・子育て支援新制度」において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業（以下「家庭的保育事業等」という。）が児童福祉法に市町村認可事業として位置付けられ、家庭的保育事業等を認可する市町村は、児童福祉法施行令に基づき、1年に1回以上、当該事業に対する指導監査を実施することとされている。

今般、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（通知）」（平成27年12月24日雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、当該指導監査の取扱いについて基本的な考え方を取りまとめたので、十分御了知の上、適切な指導等を行っていただくようお願いしたい。

#### **(8) 税制改正について（保育関係）**

平成27年12月24日に「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定され、子育て支援に係る税制のあり方について検討すること及び保育所、認定こども園等の事業を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件を

緩和することとする等の税制上の措置が講じられることが盛り込まれている。

#### (9) 指定保育士養成施設の指定監督に係る権限移譲について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）が平成26年6月4日に公布され、これまで厚生労働省地方厚生（支）局で実施していた指定保育士養成施設の指定及び監督に係る事務については、別に政令で定める日から都道府県において実施されることとなる。

当該事務に当たっては、今後その権限の移譲に伴う政令の公布及び事務手続のマニュアル、事務の引継ぎ等についてあらためてお示しすることとしているので、各都道府県におかれては留意いただくとともに、権限の移譲後、円滑に事務が遂行できるよう、準備等を進めていただきたい。



## 7. 母子保健対策について

### (1) 乳幼児健康診査の実施等について

乳幼児に対する健康診査については、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）等により行われているところであるが、平成27年度より「健やか親子21（第2次）」が開始したこと等に伴い、平成27年9月に通知の一部を改正し、平成28年4月1日から適用することとしたところである。各市区町村においては、平成28年度の乳幼児に対する健康診査の実施に向け、改正後の「1歳6か月児・3歳児健康診査票」を参考として、乳幼児健康診査票の修正等の準備を進めていただきたい。

また、聴覚障害については早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することにより聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うことが必要である。新生児聴覚検査事業は、平成19年度に一般財源化されているところであり、各市区町村においては積極的な実施をお願いする。なお、本検査の実施状況については今年度から継続的に調査を行うこととしているためご協力をお願いする。

### (2) 妊婦健康診査の公費負担について

必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、平成25年度以降、地方財政措置が講じられているところである。また、平成27年4月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）において、その実施時期、回数及び内容等を定めているところである。

平成26年4月1日現在における妊婦健診の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施されているものの、各市区町村間で公費負担額や公費負担の対象となる検査項目等の取組状況に差が生じているとの結果となった。

この調査結果を踏まえ、都道府県におかれては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査にかかる公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村への周知徹底をお願いする。

### (3) 助産施設について

助産の実施については、児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合に、助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、児童福祉法第22条第4項に基づき、引き続き助産制度に関する情報の周知を図るとともに、未実施の都道府県等におかれては、実施について積極的な検討をお願いする。

### (4) 「第4回健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）」について（関連資料54参照）

「健康寿命をのばそう！アワード」は、平成24年度より、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進することを目的として、生活習慣病の予防、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防・高齢者生活支援に関して優れた取組を行う企業・団体・自治体を表彰する制度である。平成27年度より新たに、「母子保健分野」を創設し、母子の健康増進を目的とする優れた取組の表彰を行った。

自治体部門では、厚生労働省大臣優秀賞を大阪市東淀川区（大阪府）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長優良賞を大分県、小牧市（愛知県）が受賞した。受賞した取組については、紹介冊子を作成し、「健やか親子21（第2次）」の公式ウェブサイトなどの各種メディアで紹介することとしている。

平成28年度以降も募集を予定しており、積極的な応募をお願いする。

## 8. 仕事と家庭の両立支援対策について

### (1) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

（関連資料55参照）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」を推進しており、平成21年度からは、事業の中で、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

なお、本事業は、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の中の、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられている。

また、平成27年度から、「子育て支援員研修制度」が創設され、その中に「ファミリー・サポート・センターコース」が設けられた。本事業の中で市町村が実施している研修と合わせ、提供会員の確保に努めていくこととしている。

さらに、ファミリー・サポート・センターで連絡・調整等を行う、アドバイザーの重要性・専門性が増していることから、平成27年度から、アドバイザーの資質向上を図るための研修事業を創設した。

また、平成21年度より、ひとり親家庭や低所得者の利用支援に対する補助を行ってきたが、「新三本の矢」において「子育て」と「介護」の両方を重点施策として推進していくことを踏まえ、平成28年度より、いわゆる「ダブルケア」に直面している利用者も、支援の対象に加えることを検討している。

女性の活躍促進が重要な課題となる中で、男女がともに仕事と家庭を両立する環境づくりを推進する観点からも、本事業について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。



## 第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」(基本的な考え方)

### 希望実現阻害要因

- ・脆弱な経済的基盤による結婚不安
- ・長時間労働等による仕事と家庭の両立困難等
- ・男性の家事・育児分担の不足

- ・0～2歳の保育サービス量の不足・多様な働き方への対応不足
- ・放課後児童クラブの不足
- ・出産・子育ての不安・孤立等

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」に

「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図るために

### 働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による  
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

### 総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに  
支援する社会的基盤の構築

### 「就業と子育ての両立」の実現

二つの大きな取組を「車の両輪」として進め、  
国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現する

### 【重点的取組】

- ◆ 若者の雇用・経済的基盤の改善 : 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、被用者保険の適用拡大(年金法改正)
- ◆ 非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援 : 多様な保育サービスの拡充、企業の取組強化
- ◆ 育児休業と保育の切れ目ない保障 : 育児休業制度の見直し、保育の基盤整備(保育の受け皿40万人分→50万人分確保)
- ◆ 妊娠・出産・子育てへの支援 : 不妊治療助成の拡充
- ◆ 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 : ひとり親家庭・多子世帯への支援(児童福祉法等改正)など

【課題】

【希望との乖離要因】

【結婚】  
経済的安定、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

- ・収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高い
- ・非正規雇用労働者や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高い

【妊娠・出産】  
子育てしながら就業を継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保

- ・育児休業が取得できる職場で働く女性の出産確率は高い
- ・長時間労働の家庭の出生確率は低い

【特に第2子以降】  
夫婦間の家事・育児の分担、育児不安

- ・男性の家事・育児負担度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、継続就業割合も高い
- ・育児不安の程度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が低い

結婚、妊娠・出産、子育てに厳しい働き方、職場環境の改善が必要

育児休業と保育を組み合わせて就業を継続できる環境づくりが必要

妊娠・出産・子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実が必要

働き方改革・両立支援

総合的子育て支援

【対策の方向性】

- 【1】若者の雇用・経済的基盤の改善
- 若者・非正規雇用対策
    - ・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善
    - ・被用者保険の適用拡大(年金法改正)等
  - 働き方の見直し
    - ・長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し
    - ・労働基準法改正法案の早期成立の実現
  - 男性の意識改革
    - ・男性の育児休業取得促進
- 【2】非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援
- 育児休業制度の見直し
    - ・非正規雇用労働者の育児休業取得促進
  - 企業の取組の強化
    - ・多様な働き方に対応した保育サービスの強化
  - 柔軟なサービス利用の支援
    - ・家事支援税制(税制改正要望)
- 【3】育児休業と保育の切れ目ない保障
- 保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充
    - ・待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分)
  - 育児休業制度の見直しと保育の拡充によって、子育てによる不本意退職を解消。女性(25~44歳)の就業率80%を目指す
- 【4】妊娠・出産・子育てへの支援
- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
    - ・不妊治療助成の拡充
    - ・子育て世代包括支援センターの全国展開
    - ・産前産後期間中の国民年金保険料の免除(年金法改正)
  - 地域の子育て家庭への支援
- 【5】特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援
- ひとり親家庭・多子世帯の支援(子どもの貧困への対応等)
    - ・自治体窓口のワンストップ化の推進、子どもの生活・学習支援や親の資格取得支援などの充実
    - ・児童扶養手当の機能の充実などの経済的支援
  - 児童虐待の防止、社会的養護を必要とする子どもへの支援(児童福祉法等改正)

※緊急対策に記載された主な施策は赤字